

# 平成24年度 杉並区監査方針

監査委員決定

平成24年2月24日

## 1 監査の基本方針

わが国の経済は、東日本大震災や円高などの影響により厳しい状況が続いている。今後、各種の政策効果などにより緩やかに回復していくことが期待されているが、欧州の政府債務危機を背景とした海外経済の更なる下振れリスク等があり、予断を許さない状況にある。

こうした状況下、平成24年度、杉並区は、「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」を区の将来像に掲げた新たな基本構想と総合計画をスタートさせる。その具体化の第一歩となる平成24年度一般会計の当初予算(案)は、「安全・安心」、「少子高齢化」、「まちづくり」の分野に重点配分され、前年度に比べ3.9%増の1,546億円余となっているが、歳入の根幹をなす特別区税は横ばいであり、基金や特別区債の活用等により編成されている。

区の財政は、引き続き厳しい状況が続くと想定される。したがって、区は、慎重な財政運営に努め、財政の健全性を堅持する中で、計画的・効率的な行財政運営を推進し、基本構想の実現に取り組んでいくことが求められる。

今年度の監査は、こうした状況を踏まえ、公正かつ効率的な行財政運営の確保に資するため、次の点を基本に効果的に実施する。

- (1) 事務事業について、合规性、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。
- (2) 指摘等に対する改善状況を適切に把握し、監査の実効性を高める。
- (3) 区政の透明性と信頼性を高めるため、監査結果等の情報は、速やかに区民に公表する。

## 2 各監査の方針

各監査は次の各方針により実施する。実施にあたっては、各監査の実施計画を別途定める。

### (1) 定期監査

平成23年度及び平成24年度の監査実施当日までに執行された事務事業に対する基本的な監査として、収入・支出、契約及び財産管理等の財務事務が法令等に適合し、適正に執行されているかに主眼を置くとともに、事務事業が事業目的の達成に向け効率的・効果的に行われているかにも留意して実施する。

実施にあたっては、重点事項を設定し、効果的な監査に努める。

対象は、庁内全部局及び事務執行の状況を勘案して抽出した庁外施設とする。

### (2) 工事監査

平成23年度及び24年度執行の工事のうち、工事規模などを勘案して対象を抽出し、施工の状況に応じて中間監査あるいは竣工監査を実施する。

監査にあたっては、技術的及び事務的観点から計画、設計、積算、契約、施工等の工

程が適法かつ適正に行われているかなどに主眼を置き実施する。

監査を効果的に実施するために、専門技術的な事項については外部の専門機関に技術調査を委託する。

### (3) 行政監査

区の事務事業の中から監査テーマを選定し実施する。

監査にあたっては、その事務事業が経済的、効率的、効果的に行われているかという観点を主眼に実施する。

なお、テーマの選定にあたっては、過去の監査結果、各部の取組み状況、現在の社会情勢等を十分に考慮する。

### (4) 財政援助団体等監査

平成23年度における補助金等交付団体、出資団体及び指定管理者（以下「財政援助団体等」という。）の中から、補助金等の金額、事業の内容、施設の規模や目的などを勘案して対象を抽出し、以下の観点で監査を実施する。

#### (ア) 補助金等交付団体監査

区が補助金等を交付した団体について、経費の使途が適法かつ適正であるか、事業が補助目的や交付規定に沿って適切かつ効果的に執行されているかなどの観点から監査する。

#### (イ) 出資団体監査

区が出資や出捐を行っている出資団体について、出資等の目的や約款等に沿って、事業運営や会計経理が適切に執行されているかなどの観点から監査する。

#### (ウ) 指定管理者監査

区立施設の指定管理者について、施設の設置目的に基づいた管理運営や経理の業務等が区との協定書に沿って適正に執行されているかなどの観点から監査する。

あわせて、所管部局に対しては、補助金交付規定等の整備や補助金の交付、出資、指定管理者の指定手続きが適正か、財政援助団体等への指導監督などが適切に行われているかについての監査を実施する。

### (5) 決算等審査

区長からの付託を受け、平成23年度の各会計歳入歳出決算、基金の運用状況を審査する。

#### (ア) 決算審査

一般会計及び特別会計の決算計数が正確なものになっているか、予算執行や財産管理が適正に行われているかなどに主眼を置き審査する。

また、財政状況を正確に把握し、財政運営が健全なものになっているかを判断するために、財政指標にも着目して審査する。

#### (イ) 基金運用状況審査

基金運用状況報告の計数が正確なものになっているか、基金の運用及び管理が適正に行われているかなどに主眼を置き審査する。

(6) 健全化判断比率審査

区長からの付託を受け、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に定められた健全化判断比率の算出に誤りがないか、附属資料は適正に作成されているかなどに主眼を置き審査する。

(7) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、毎月の計数が正確なものになっているか、現金や証書類の保管が適切にされているかなどに主眼を置き検査する。あわせて、財政収支の動向や資金の運用状況等を把握する。

また、収入支出に関わる記録、証拠書類等についても検査する。

(8) 随時監査

事務の執行及び業務の管理に誤謬や不正が発生するおそれがある場合、または、新たな検証を要する場合に、当該事務及び業務について合规性、経済性、効率性、有効性などの観点に留意して実施する。

(9) 住民監査請求による監査等

住民から監査請求があった場合、区長や議会の要求があった場合等の監査は、請求等に的確に対応し、監査を実施する。

3 監査の期間

監査期間は、4月から出納整理期間が終了する翌年5月までとし、各監査の期間は次のとおりとする。

監査種別及び対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
定期監査	政策経営部・会計管理室	■	■	■	■									
	区民生活部		■	■	■	■	■							
	保健福祉部					■	■	■	■	■	■	■		
	保育園・子供園・児童館等									■	■	■	■	
	都市整備部	■	■	■	■	■								
	環境清掃部		■	■	■	■	■							
	教育委員会事務局							■	■	■	■	■	■	
	小・中学校等								■	■	■	■	■	■
	行政委員会事務局等								■	■	■	■	■	
工事監査			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
行政監査						■	■	■	■	■	■	■	■	
財政援助団体等監査							■	■	■	■	■	■		
決算・健全化判断比率等審査				■	■									
例月出納検査	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	

随時監査は必要と認めたときに、住民監査請求による監査等は請求に応じて実施する。

例月出納検査は、原則として毎月22日(事務局)及び28日(監査委員)に実施する。